

西脇市・黒田庄町合併協議会

第16回会議資料

日時：平成17年3月29日（火） 午後3時～
場所：黒田庄町中央公民館
2F 大ホール

第16回西脇市・黒田庄町合併協議会次第

と き 平成17年3月29日(火)
午後3時から
ところ 黒田庄町中央公民館
2F 大ホール

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

報告事項

報告第36号 廃置分合処分決定書の交付について

報告第37号 市章検討委員会の検討結果について

報告第38号 慣行の取扱いの具体的調整内容について

報告第39号 地方税の取扱いの具体的調整内容について

報告第40号 国民健康保険事業の取扱いの具体的調整内容について

報告第41号 介護保険事業の取扱いの具体的調整内容について

報告第42号 各種福祉事業の取扱いの具体的調整内容について

報告第43号 健康づくり事業の取扱いの具体的調整内容について

報告第44号 指定金融機関の取扱いの具体的調整内容について

報告第45号 主な公共施設等の名称について

協議事項

協議第60号 平成17年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算について

4 その他

協議会日程

第17回 5月26日(木) 午後1時30分～

西脇市生涯学習まちづくりセンター

報 告 事 項

報告第36号	廃置分合処分決定書の交付について	P 1 ~ P 2
報告第37号	市章検討委員会の検討結果について	P 3 ~ P 17
報告第38号	慣行の取扱いの具体的調整内容について	P 18 ~ P 19
報告第39号	地方税の取扱いの具体的調整内容について	P 20 ~ P 22
報告第40号	国民健康保険事業の取扱いの具体的調整内容について	P 23 ~ P 24
報告第41号	介護保険事業の取扱いの具体的調整内容について	P 25 ~ P 27
報告第42号	各種福祉事業の取扱いの具体的調整内容について	P 28 ~ P 29
報告第43号	健康づくり事業の取扱いの具体的調整内容について	P 30 ~ P 34
報告第44号	指定金融機関の取扱いの具体的調整内容について	P 35 ~ P 36
報告第45号	主な公共施設等の名称について	P 37 ~ P 41

報告第36号

廃置分合処分決定書の交付について

廃置分合処分決定書の交付について別紙のとおり報告する。

平成17年3月29日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

市町の廃置分合処分決定書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成17年10月1日
日から西脇市及び多可郡黒田庄町を廃し、その区域をもって新たに西脇市を設置する。

平成17年3月25日

兵庫県知事 井戸 敏



市章検討委員会の検討結果について

市章検討委員会の検討結果について、市章検討委員会設置要綱第6条の規定により、次のとおり報告する。

平成17年3月29日

市章検討委員会
委員長 神 部 良 夫

記

市章については、現在の西脇市の市章を使うのが適当である。

(理 由)

- ・ 現在の西脇市の市章の持つ意味が新市「西脇市」においても整合している。
- ・ 現在の西脇市の市章を使うという住民意向が強い。

市章検討委員会開催状況

	日 時	場 所
第 1 回	1 月 25 日 (火) 15 : 00 ~	西脇市生涯学習まち づくりセンター
第 2 回	2 月 2 日 (水) 19 : 00 ~	西脇市生涯学習まち づくりセンター
第 3 回	3 月 3 日 (木) 19 : 00 ~	西脇市生涯学習まち づくりセンター
第 4 回	3 月 29 日 (火) 14 : 00 ~	黒田庄町中央公民館

市 章 検 討 委 員 会 資 料

市章の選定について

1 協議会での確認内容について

慣行の取扱い（15.12.19 提案 16.1.20確認）

市章については、新市発足までに調整する。

2 協議会での意見等（第3回協議会 16.1.20）

（意見）

- ・経費削減の意味からも現在の市章を引き継ぐべき。
- ・市民参加による公募型がよい。
- ・住民参画による公募型がよい。（この地域のみでの公募で）
- ・現在の市章の中にワンポイント的なものを追加してはどうか。
- ・公募型を黒田庄町住民は願っている。
- ・大勢の市民の意見を吸い上げる方法で。協議会の小委員会で決定していくのでは市民の賛同が得られにくい。

（答弁）

- ・議会での議決後、両市町長で調整した後、事務的な調整にはいる。
- ・議会の議決後、両市町長の判断を仰ぎ、住民意向も踏まえながら募集方法の検討を進めたい。
- ・市章をどうするのか検討会を行う必要がある。公募という意見も出ているのでそれも合わせて今後の検討課題にしたい。

新しい市章を選定する場合の基本的事項

新市の名称 「西脇市」
現市章



昭和 39 年 4 月 1 日制定

二つの「シ」を図案化して“ニシ”を表し、市内を流れる二つの川（加古川、杉原川）の合流地にひらける西脇市の飛躍と調和を象徴しています。

色：白地にエンジ色

【メリット】

新たな市章を選定することにより、新しい「西脇市」が誕生したという意識が高まる。

対外的にも、新市の誕生をPRできる。

新市の一体感が醸成できる。

新設合併であるという意識が高まる。

公募等を行うことで、住民の合併に対する意識が高まる。

新市のイメージを反映することができる。

【デメリット】

市章を改めることにより、各種プレート、各種帳票や道路標識などを作り替える必要があり、多くの費用を要する。

他の自治体や商標等との重複を避けるための調査を要する。

公募の場合、応募数が多いと、選定に専門的な見地が必要となる。

公募後、補筆及びデジタル化を必要とする。

、 をコンサルタントへ委託した場合には100万円～200万円程度の経費を要する。

他市町の状況について（平成16年12月現在 新設合併関係）

合併関係市町村	市章選定
十和田市、十和田湖町	合併後
遠野市、宮守村	合併後
角田市、丸森町	合併後
男鹿市、若美町	合併後
新庄市、舟形市 廃	合併後
矢板市、塩谷町	未
加須市、騎西町	合併後
東松山市、吉見町	未
吉川市、松伏町	合併後
鴨川市、天津小湊町	合併後
高岡市、福岡町	合併まで 公募
砺波市、庄川町	合併まで 公募
武生市、今立町	新市の名称を踏まえ合併までに定める
中野市、豊田村	合併後
島田市、金谷町	合併後
亀山市、関町	合併後 (公募中)
海南市、下津町	合併後
橋本市、高野口町	合併後
米子市、淀江町	合併後
小野田市、山陽町	合併後
光市、大和町	合併まで 公募
八幡浜市、保内町	合併まで
須崎市、中土佐町	合併後
宇土市、富合町	合併まで 公募
臼杵市、野津町	合併後
串木野市、市来町	合併後
大口市、菱刈町	合併後
青森市、浪岡町	青森市の市章を用いる
宗像市、玄海町	合併まで 公募

市章選定に係る予定経費

1 平成16年度合併協議会補正予算（第2号） 218千円

市章検討委員会に係る経費を予算化

【内 訳】

- ・ 検討委員会委員報酬 188千円
- ・ 雑費（振込み手数料） 30千円

2 平成17年度合併協議会当初予算（概算） 2,988千円

新市の市章の募集から最終決定まで予算化

（内 訳）

- ・ 検討委員会委員報酬 188千円
- ・ アドバイザー謝礼等 60千円
- ・ 市章入選作品賞金 420千円
 - 最優秀（1点） 300千円
 - 優秀（4点） 120千円
- ・ 最終アンケート印刷 170千円
- ・ アンケート返信（9,000通） 450千円
- ・ コンサル委託料 1,700千円
デジタル化、補筆、重複調査、会議運営

3 その他市町補正予算対応 額未定

- ・ 帳票関係印刷（庁内用及び市民向け含む）
- ・ 旗の作成（市町、学校関係）
- ・ 各施設看板等の変更・調査
- ・ 道路標識等変更・調査

西脇市「市章」対象物件一覧

対象物件	数量	特記事項等
コミュニティサイン	約30本	標柱に記載
市感謝状用紙	160枚	市章、市花デザイン
都市親善訪問の証メダル	102個	年間20個
都市親善訪問の証	100枚	年間20枚
都市親善メッセージ用紙	36枚	
市長メッセージカード	500枚	市長顔写真入り
卓上旗	1枚	
国民健康保険被保険者証	14,000枚	12月一斉更新予定（発注8月）
介護保険被保険者証	3,000枚	4月一斉更新予定（発注8月）
軽自動車税納税通知書	6,000枚	4月処理（発注12月）
市旗	13枚	
市歌碑（西玄関）	1個	石製
庁舎市章（南面）	1個	
証明書用紙（戸籍、住民票）	50,000枚	
印鑑登録カード	2,000枚	
印鑑登録カードケース	3,000枚	
住基通知用封筒	3,000枚	
印鑑照会用封筒	2,000枚	
届書等通知封筒	3,000枚	
住基カード	200枚	
介護保険被保険者証	8,700枚	4月一斉更新予定
人権標柱	7本	
175バイパス市章	1個	コンクリート製
西脇小学校章	1式	市章を基に作成（協議必要）
重春幼稚園章	1式	市章を基に作成（協議必要）
市旗	1個	
学校園封筒	20,000枚	
市旗	3枚	
けい紙	200冊	年間使用（4月発注）
封筒（長3）	100,000枚	年間使用（4月発注）
封筒（角2）	30,000枚	年間使用（4月発注）
窓封筒	5,000枚	年間使用（4月発注）
保護シール	15,000枚	年間使用（4月発注）
窓封筒2	1,000枚	年間使用（4月発注）
政治活動事務所用立札看板（シール）	200枚	17年末更新
政治活動事務所用立札看板2（シール）	200枚	17年末更新
政治活動用ポスター証紙	3,000枚	市長選挙時作成（執行規程改正要）
封筒（長3）	3,000枚	
封筒（角2）	2,000枚	
窓封筒	1,000枚	
メーターボックス	14,000個	
メーター	14,000個	
仕切り弁	3,400個	
消火栓	700個	
検針お知らせ用紙	若干	
排水設備検査済証（シール）	—	
公共ます、鉄蓋	—	
マンホール	—	

「市章」に関する住民意向調査ご協力をお願い

みなさん、こんにちは。西脇市・黒田庄町合併協議会です。
さて、西脇市と黒田庄町は、平成17年10月1日に新しい『西脇市』として発足することになりました。

現在、合併協議会では市章検討委員会を設置し、新市の市章を新しい市章に変えるか、現在の市章をそのまま使うか協議しております。

市章を変更する場合、市章が関係している物品（看板や各種印刷物など）を作り直す必要があり、『経費削減の意味からも、現在の市章を引継いではどうか』との意見や、『多少経費がかかっても、新市になるのだから新しい市章に変更してはどうか』といった意見などがでております。

そこで、西脇市と黒田庄町の住民から500人を無作為に選び、市章に関する意向を把握するため、住民意向調査を実施することになりました。

この住民意向調査の趣旨を御理解いただき、御協力をお願いいたします。

なお、お手数ですが、同封の回答はがきを平成17年2月18日（金）までに御返送下さいますようお願いいたします。

この調査に対するお問合せ先

〒677-0015

西脇市西脇771-7西脇市生涯学習センター内

西脇市・黒田庄町合併協議会事務局

0795-22-3111（内線554・555）

= 参 考 =

【新市の名称】 西脇市

【現在の西脇市の市章】



昭和39年4月1日制定
二つの「シ」を図案化して“ニシ”を表し、市内を流れる二つの川（加古川、杉原川）の合流地にひらける西脇市の飛躍と調和を象徴しています。

住民意向調査回答はがき

「市章」に関する住民意向調査回答
それぞれの問のあてはまる番号にひとつ 印
を記入してください。

問1 現在お住まいの地域について

- 1 西脇市
- 2 黒田庄町

問2 新市「西脇市」の市章について

- 1 今の西脇市の市章を使う
(理由を選んでください)
ア 市の名称が同じなので
イ 変えると経費がかかるので
ウ その他()
- 2 新しい市章に変更する
(理由を選んでください)
ア 新しい市になるので
イ イメージを変えることができるので
ウ その他()
- 3 どちらでもよい

市章について、ご意見があればご記入
ください。

御協力ありがとうございました。

お手数ですが、2月18日(金)までに御返送(投
函)ください。

市章に関する住民意向調査結果

調査目的

西脇市及び黒田庄町の住民の市章に対する意向を調査するために本調査を実施しました。

調査項目

以下の調査項目について、該当する番号に 印を記入してもらう方法により行いました。

問 1 現在お住まいの地域について

- 1 西脇市
- 2 黒田庄町

問 2 新市「西脇市」の市章について

- 1 今の西脇市の市章を使う
(理由を選んでください)
ア 市の名称が同じなので
イ 変えると経費がかかるので
ウ その他()
- 2 新しい市章に変更する
(理由を選んでください)
ア 新しい市になるので
イ イメージを変えることができるので
ウ その他()
- 3 どちらでもよい

その他市章についてご意見があればご記入ください。

調査設計

調査地域	西脇市・黒田庄町
調査対象	両市町に居住している平成元年4月1日以前に生まれた者(高校1年生相当年齢以上)
標本数	500人
抽出方法	無作為による抽出(年齢別、男女別、居住地別の補正を行っている)
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成17年2月9日(水)～2月18日(金)

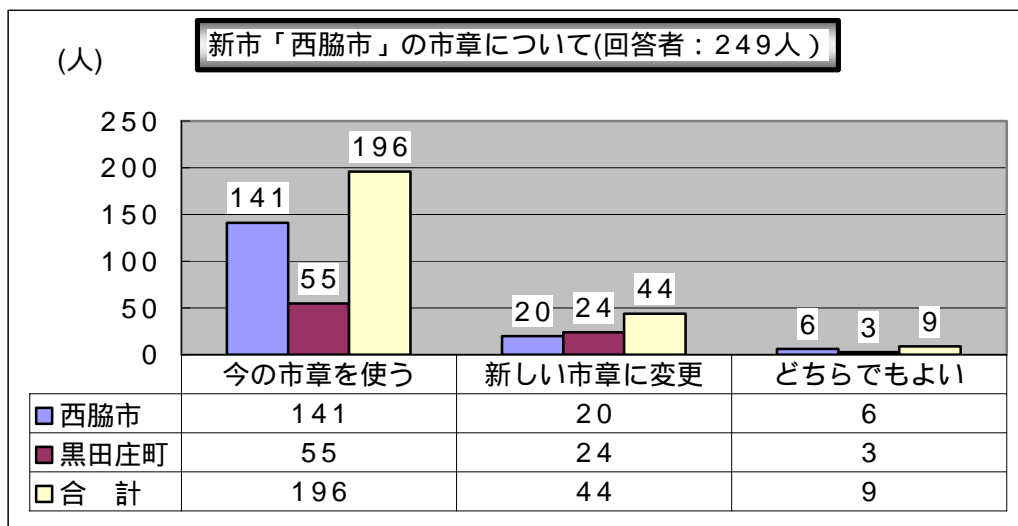
回収結果

【問 1 現在お住まいの地域について】

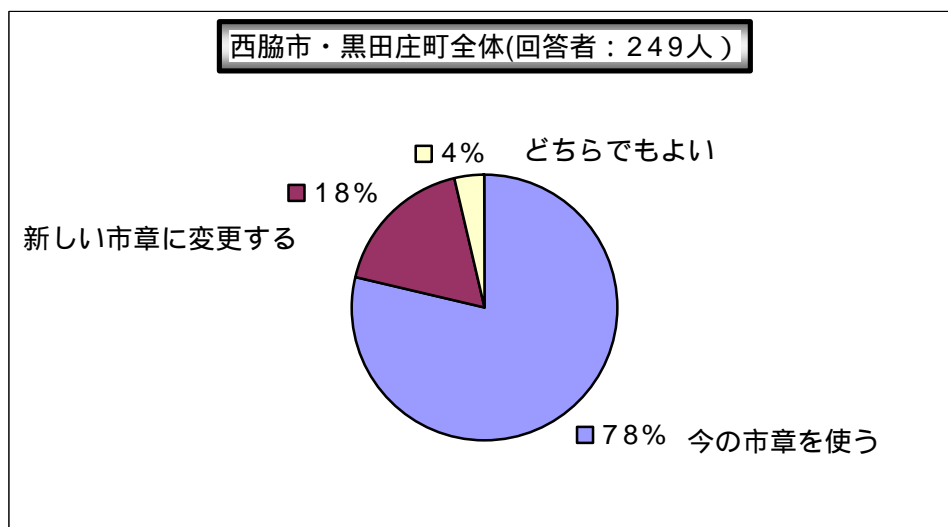
	配布数	回収数	回収率
西脇市	331	167	50.5
黒田庄町	169	82	48.5
合計	500	249	49.8

【問 2 新市「西脇市」の市章について】

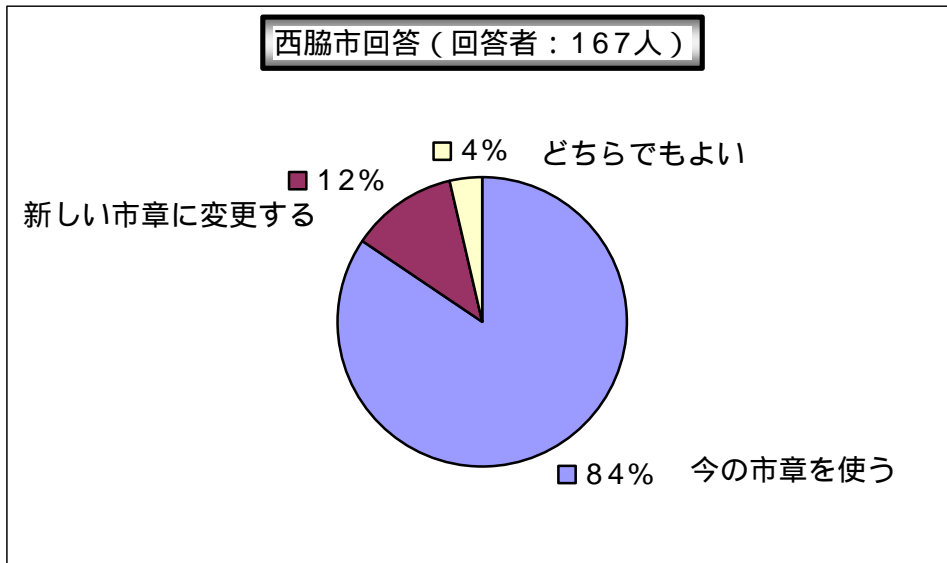
《図 1》居住地別の回答状況



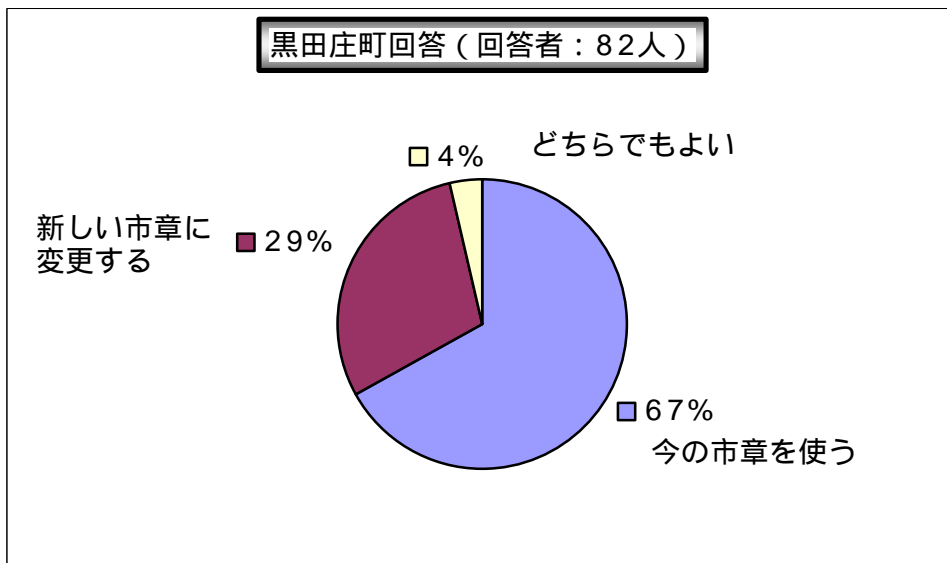
《図 2》問 2 に対する全体の回答状況



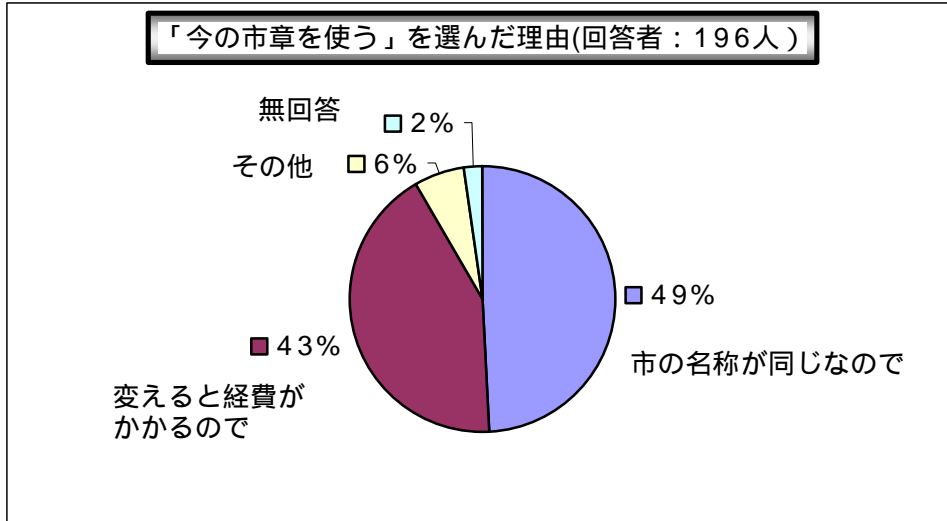
《 図 3 》 問 2 に対する西脇市居住者の回答状況



《 図 4 》 問 2 に対する黒田庄町居住者の回答状況



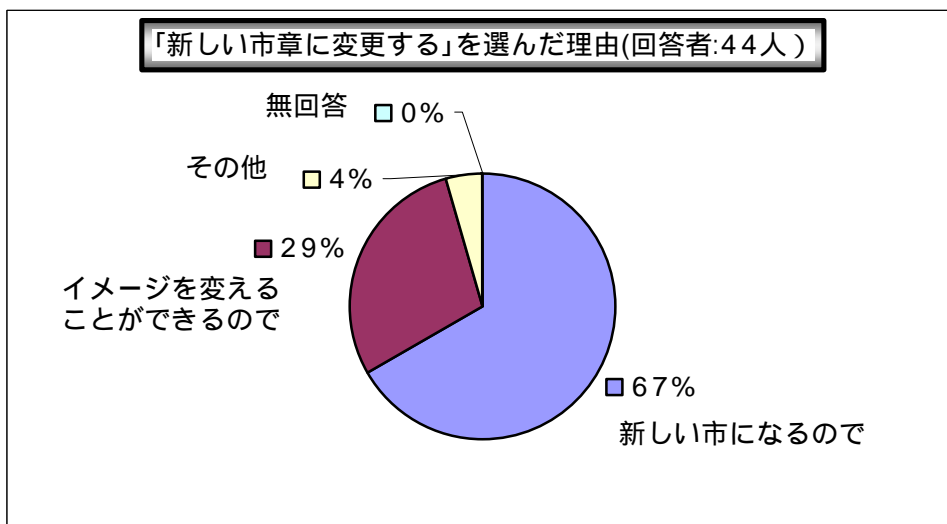
《 図 5 》 「今の市章を使う」を選んだ理由別回答状況



その他の理由

- ・市章に表現されている加古川は、黒田庄町を貫流しているの
- ・黒田庄町も加古川流域なのでこの図案でよい。
- ・慣れ親しんだマークなので。
- ・うまく考えてあると思う。
- ・市章を変えるとややこしい。
- ・外見だけで考えず、内容で勝負する新市であってほしい。
- ・看板や印刷物を無駄にしたくない。
- ・非生産的なことなので。

《 図 6 》 「新しい市章に変更する」を選んだ理由別回答状況



その他の理由

- ・対等合併だから当然。
- ・新しいシンボル・新しい出発

【その他の意見】（抜粋）

1 今の西脇市の市章を使う

地域：西脇市

- ・市章に限らず、できるだけ経費のかからない方法で、スムーズに移行することを願う。
- ・黒田庄の方の思いはあるかもしれませんが、市章の意味を理解いただくことが大切です。
- ・「二つの川の合流地に開ける市の飛躍と調和」とありますが、まさに黒田庄町と西脇市との調和でぴったりじゃないですか。お互いの良い所、学ぶ所、前進あるのみ。
- ・少なくとも10万都市と考えても次のステップがあるでしょう。市章はその時点でよいと思う。
- ・市章のデザイン云々よりも、スタートした新しい市が生活力のない高齢者にどれだけ暮らしやすい所になるか力を入れてほしいと願うので、その経費をそういう所に使ってほしい。
- ・西脇市に住んでいるので、今の市章でもよいと思いますが、黒田庄町の人にはどのように受け入れられるかと思うと少し難しいです。
- ・今までなじんできた市章なので、このまま使ってほしいと思います。
- ・合併によって行政の効率化・スリム化を実現させるのが今回の合併の大きな目的であるのに新市章の制定により余分な経費をかけるのは如何なものか。
- ・新市域は「市内を流れる二つの川の合流地に開ける」という市章の持つ意味を今まで以上に具現化している。
- ・黒田庄町において実質的に吸収されるといった感情を持たれないように、市章を変更した場合のコストを具体的に広報などで開示して十分理解を深める必要はあると思います。

地域：黒田庄町

- ・あらためて市章をじっくり見ることもないし、あまり住民にとっても関心がないように思います。
- ・余計な費用を使わないで、もっと必要なことに使用してほしい。
- ・他地域にも知られているから。
- ・現在の西脇市の市章はよい市章である。
- ・今の西脇市のシンボルマークでも十分いいと思うし、大切なお

- 金をそんなことに使うほど財政に余裕があるとも思えないから。
- ・ 合併してほしくない人もいるわけだから、いちいち市章を変える必要はないし、お金がかかるのは困ると思います。

2 新しい市章に変更する

地域：西脇市

- ・ 新しくスタートする西脇市。黒田庄町があつての西脇市になるのだから黒田庄町がもっとクローズアップされてもいいのでは。
- ・ 神戸市の市章に似ていて、西脇市の個性がない。現在の市章は西脇市を表していないと思う。
- ・ 今の市章が見られなくなるのはさみしいけれど、それでは黒田庄町がはいったのがわからないので二つの章を合わせたようなものを。
- ・ 黒田庄町・西脇市が同じように一つの市章として考えた方がいいと思います。
- ・ 新しい市になったことを、より多くの人が意識すると思うから。

地域：黒田庄町

- ・ 黒田庄町が加わったということを考えて新しいものをつくってほしい。
- ・ 経費云々の問題ではなく、新しい市になる以上、それに合わせて新しい市章を作るべきである。
- ・ 新しい西脇市が誕生するので、当然市章も新しいのが望ましい。
- ・ 名称も市章も現在の西脇市のものを使用するととなると、黒田庄町が西脇市に飲み込まれてしまうようで不満に思います。
- ・ 新しい市に再出発するのだから変更したらよい。経費がかかるという意見もあるが、一時的な出費であつて、建物を建てる等のいつまでも維持費のかかるものではない。
- ・ 合併時に合わせて新しくしなくても、2年～3年以上の間を置いて、新しい市政が安定してからでもよいと思う。

3 どちらでもよい

地域：西脇市

- ・ 経費がどのくらいかかるのかわかりませんが、削減のために現在の市章でいいと思いますが、私は西脇市民なので黒田庄町の方が町章が変わってしまうのでそのまま使用されるなら黒田庄町の方の意見を尊重してほしいと思います。

慣行の取扱いの具体的調整内容について

慣行の取扱いの具体的調整内容について、次のとおり報告する。



平成17年3月29日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

確認内容
市章については、新市発足までに調整する。
平成15年12月19日確認

具体的調整内容
新市の市章は、現在の西脇市の市章とする。

具 体 的 調 整 内 容

現 況		調 整 結 果
西 脇 市	黒 田 庄 町	
<p>市章</p> <p>昭和39年4月1日制定 二つの「シ」を図案化して”ニシ”を表し、市内を流れる二つの川（加古川、杉原川）の合流地にひらける西脇市の飛躍と調和を象徴しています。</p> 	<p>町章</p> <p>昭和36年12月18日制定</p> 	<p>新市の市章は、現在の西脇市の市章とする。</p>

地方税の取扱いの具体的調整内容について

地方税の取扱いの具体的調整内容について、次のとおり報告する。

平成17年3月29日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

確認内容
<p>個人市民税の税率については、現行のとおりとする。納期については、西脇市の例により調整する。ただし、平成17年度末までは現行のとおりとする。</p> <p>固定資産税の税率については、現行のとおりとする。納期については、西脇市の例により調整する。ただし、平成17年度末までは現行のとおりとする。</p> <p>都市計画税については、都市計画区域の設定に応じて、西脇市の例により調整する。</p>
平成16年2月19日確認

具体的調整内容
<p>個人市民税及び固定資産税の納期並びに都市計画税の取扱いについては、別紙のとおりとする。</p>

具 体 的 調 整 内 容

項 目	現 況		調 整 結 果
	西 脇 市	黒 田 庄 町	
個人市民税	<p>【納期】 普通徴収</p> <p>第1期 6月1日から 同月30日まで</p> <p>第2期 8月1日から 同月31日まで</p> <p>第3期 10月1日から 同月31日まで</p> <p>第4期 翌年1月1日から 同月31日まで</p> <p>【納期】 集合徴収</p> <p>第1期 6月16日から 同月30日まで</p> <p>第2期 7月16日から 同月31日まで</p> <p>第3期 8月16日から 同月31日まで</p> <p>第4期 9月16日から 同月30日まで</p> <p>第5期 10月16日から 同月31日まで</p> <p>第6期 11月16日から 同月30日まで</p> <p>第7期 12月10日から 同月25日まで</p> <p>第8期 翌年1月16日から 同月31日まで</p> <p>第9期 翌年2月16日から 同月 末日まで</p> <p>第10期 翌年3月16日から 同月31日まで</p> <p>*固定資産税、都市計画税と合わせて、集合徴収</p>	<p>【納期】 普通徴収</p> <p>第1期 6月16日から 同月30日まで</p> <p>第2期 8月16日から 同月31日まで</p> <p>第3期 10月16日から 同月31日まで</p> <p>第4期 翌年1月16日から 同月31日まで</p>	<p>【納期】 普通徴収</p> <p>第1期 6月1日から 同月30日まで</p> <p>第2期 8月1日から 同月31日まで</p> <p>第3期 10月1日から 同月31日まで</p> <p>第4期 翌年1月1日から 同月31日まで</p> <p>【納期】 集合徴収</p> <p>第1期 6月16日から 同月30日まで</p> <p>第2期 7月16日から 同月31日まで</p> <p>第3期 8月16日から 同月31日まで</p> <p>第4期 9月16日から 同月30日まで</p> <p>第5期 10月16日から 同月31日まで</p> <p>第6期 11月16日から 同月30日まで</p> <p>第7期 12月10日から 同月25日まで</p> <p>第8期 翌年1月16日から 同月31日まで</p> <p>第9期 翌年2月16日から 同月 末日まで</p> <p>第10期 翌年3月16日から 同月31日まで</p> <p>*固定資産税、都市計画税と合わせて、集合徴収</p>
固定資産税	<p>【納期】 普通徴収</p> <p>第1期 5月1日から 同月31日まで</p> <p>第2期 7月1日から 同月31日まで</p> <p>第3期 12月1日から 同月25日まで</p> <p>第4期 翌年2月1日から 同月 末日まで</p> <p>【納期】 集合徴収</p> <p>第1期 6月16日から 同月30日まで</p> <p>第2期 7月16日から 同月31日まで</p> <p>第3期 8月16日から 同月31日まで</p> <p>第4期 9月16日から 同月30日まで</p> <p>第5期 10月16日から 同月31日まで</p>	<p>【納期】 普通徴収</p> <p>第1期 5月1日から 同月31日まで</p> <p>第2期 7月1日から 同月31日まで</p> <p>第3期 12月1日から 同月31日まで</p> <p>第4期 翌年2月1日から 同月 末日まで</p>	<p>【納期】 普通徴収</p> <p>第1期 5月1日から 同月31日まで</p> <p>第2期 7月1日から 同月31日まで</p> <p>第3期 12月1日から 同月25日まで</p> <p>第4期 翌年2月1日から 同月 末日まで</p> <p>【納期】 集合徴収</p> <p>第1期 6月16日から 同月30日まで</p> <p>第2期 7月16日から 同月31日まで</p> <p>第3期 8月16日から 同月31日まで</p> <p>第4期 9月16日から 同月30日まで</p> <p>第5期 10月16日から 同月31日まで</p>

現 況		調 整 結 果
項 目	西 脇 市	黒 田 庄 町
	第6期 11月16日から 同月30日まで 第7期 12月10日から 同月25日まで 第8期 翌年1月16日から 同月31日まで 第9期 翌年2月16日から 同月 末日まで 第10期 翌年3月16日から 同月31日まで *個人市民税、都市計画税と合わせて、集合徴収	第6期 11月16日から 同月30日まで 第7期 12月10日から 同月25日まで 第8期 翌年1月16日から 同月31日まで 第9期 翌年2月16日から 同月 末日まで 第10期 翌年3月16日から 同月31日まで *個人市民税、都市計画税と合わせて、集合徴収
都市計画税	【税率】 0.3% 【納期】 固定資産税と同様 *個人市民税、固定資産税と合わせて、集合徴収	なし 都市計画区域が現行のまま引き継がれることを受け、都市計画税についても、現行のとおりとし、都市計画区域内の市街化区域にある土地及び家屋について、その所有者に課税する。

国民健康保険事業の取扱いの具体的調整内容について

国民健康保険事業の取扱いの具体的調整内容について、次のとおり報告する。

平成17年3月29日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

確認内容
保険税の納期については、西脇市の例により調整する。
平成16年2月19日確認

具体的調整内容
国民健康保険税の納期については、別紙のとおりとする。

具 体 的 調 整 内 容

現 況		調 整 結 果
西 脇 市	黒 田 庄 町	
<p>【納期】</p> <p>第 1 期 6月16日から 同月30日まで</p> <p>第 2 期 7月16日から 同月31日まで</p> <p>第 3 期 8月16日から 同月31日まで</p> <p>第 4 期 9月16日から 同月30日まで</p> <p>第 5 期 10月16日から 同月31日まで</p> <p>第 6 期 11月16日から 同月30日まで</p> <p>第 7 期 12月10日から 同月25日まで</p> <p>第 8 期 翌年 1月16日から 同月31日まで</p> <p>第 9 期 翌年 2月16日から 同月 末日まで</p> <p>第10期 翌年 3月16日から 同月31日まで</p> <p>*個人市民税、固定資産税、都市計画税と合わせ て、集合徴収</p>	<p>【納期】</p> <p>第 1 期 4月1日から 同月30日まで</p> <p>第 2 期 7月1日から 同月31日まで</p> <p>第 3 期 8月1日から 同月31日まで</p> <p>第 4 期 9月1日から 同月30日まで</p> <p>第 5 期 10月1日から 同月31日まで</p> <p>第 6 期 11月1日から 同月30日まで</p> <p>第 7 期 12月1日から 同月31日まで</p> <p>第 8 期 翌年 1月1日から 同月31日まで</p> <p>第 9 期 翌年 2月1日から 同月28日まで</p> <p>第10期 翌年 3月1日から 同月31日まで</p> <p>*個別徴収</p>	<p>【納期】</p> <p>第 1 期 6月16日から 同月30日まで</p> <p>第 2 期 7月16日から 同月31日まで</p> <p>第 3 期 8月16日から 同月31日まで</p> <p>第 4 期 9月16日から 同月30日まで</p> <p>第 5 期 10月16日から 同月31日まで</p> <p>第 6 期 11月16日から 同月30日まで</p> <p>第 7 期 12月10日から 同月25日まで</p> <p>第 8 期 翌年 1月16日から 同月31日まで</p> <p>第 9 期 翌年 2月16日から 同月 末日まで</p> <p>第10期 翌年 3月16日から 同月31日まで</p> <p>*個別徴収。ただし、合併年度は現行のとおり</p>

介護保険事業の取扱いの具体的調整内容について

介護保険事業の取扱いの具体的調整内容について、次のとおり報告する。

平成17年3月29日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

確認内容
保険料の減免措置については、新市発足時に再編する。
平成16年2月19日確認

具体的調整内容
介護保険料の減免措置については、別紙のとおりとする。

具 体 的 調 整 内 容

調 整 結 果																	
介護保険料減免	<p>【減免対象】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 主たる生計維持者が、震災、風水害、火災等により住宅、家財その他財産に著しい損害を受けた場合 2 主たる生計維持者が死亡、又は心身に重大な損害を受けるか長期入院したことにより、収入が著しく減少した場合 3 主たる生計維持者の収入が、事業、業務の休廃止により著しく減少した場合 4 主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等により著しく減少した場合 5 1～4以外で市長が特に必要があると認める場合 <p>【減免実施】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%; text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">保 険 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 1 災害による場合 ・半焼、半壊、床上浸水以上 ・家財その他の財産の損害の程度が災害前の価値の総額の1/2以上 </td> <td> ・保険料を1段階下げる。 ・第1段階の場合は、第1段階保険料率の1/2に下げる </td> </tr> <tr> <td> 2 主たる生計維持者の収入が著しく減少した場合 ・該当年の推計所得金額が前年所得金額の1/2以下 *ただし、収入が減少しても保険料非段階が変わらない場合は該当しない </td> <td> ・減免が確定した月から、年度末までの保険料を1段階下げる </td> </tr> <tr> <td>3 刑事施設などに収監された場合</td> <td> ・減免が確定した月から、年度末又は収監がとれた月までの保険料を免除 </td> </tr> <tr> <td>4 市町村民税非課税で、無年金外国籍者に対する高齢者福祉給付金受給者の場合</td> <td> ・減免が確定した月から、年度末までの保険料を1段階下げる </td> </tr> <tr> <td>5 その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ・第2段階で前年の収入合計が80万円+(世帯員1人×40万円)以下 </td> <td> ・減免が確定した月から、年度末までの保険料を1段階下げる </td> </tr> <tr> <td> ・第1、2段階で前年の収入合計が40万円+(世帯員1人×20万円)以下 </td> <td> ・減免が確定した月から、年度末までの保険料を第1段階の1/2に下げる </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	保 険 料	1 災害による場合 ・半焼、半壊、床上浸水以上 ・家財その他の財産の損害の程度が災害前の価値の総額の1/2以上	・保険料を1段階下げる。 ・第1段階の場合は、第1段階保険料率の1/2に下げる	2 主たる生計維持者の収入が著しく減少した場合 ・該当年の推計所得金額が前年所得金額の1/2以下 *ただし、収入が減少しても保険料非段階が変わらない場合は該当しない	・減免が確定した月から、年度末までの保険料を1段階下げる	3 刑事施設などに収監された場合	・減免が確定した月から、年度末又は収監がとれた月までの保険料を免除	4 市町村民税非課税で、無年金外国籍者に対する高齢者福祉給付金受給者の場合	・減免が確定した月から、年度末までの保険料を1段階下げる	5 その他		・第2段階で前年の収入合計が80万円+(世帯員1人×40万円)以下	・減免が確定した月から、年度末までの保険料を1段階下げる	・第1、2段階で前年の収入合計が40万円+(世帯員1人×20万円)以下	・減免が確定した月から、年度末までの保険料を第1段階の1/2に下げる
区 分	保 険 料																
1 災害による場合 ・半焼、半壊、床上浸水以上 ・家財その他の財産の損害の程度が災害前の価値の総額の1/2以上	・保険料を1段階下げる。 ・第1段階の場合は、第1段階保険料率の1/2に下げる																
2 主たる生計維持者の収入が著しく減少した場合 ・該当年の推計所得金額が前年所得金額の1/2以下 *ただし、収入が減少しても保険料非段階が変わらない場合は該当しない	・減免が確定した月から、年度末までの保険料を1段階下げる																
3 刑事施設などに収監された場合	・減免が確定した月から、年度末又は収監がとれた月までの保険料を免除																
4 市町村民税非課税で、無年金外国籍者に対する高齢者福祉給付金受給者の場合	・減免が確定した月から、年度末までの保険料を1段階下げる																
5 その他																	
・第2段階で前年の収入合計が80万円+(世帯員1人×40万円)以下	・減免が確定した月から、年度末までの保険料を1段階下げる																
・第1、2段階で前年の収入合計が40万円+(世帯員1人×20万円)以下	・減免が確定した月から、年度末までの保険料を第1段階の1/2に下げる																

項 目	現	況
	西 脇 市	黒 田 庄 町
介護保険料減免	<p>【減免対象】</p> <ol style="list-style-type: none"> 主たる生計維持者が、震災、風水害、火災等により住宅、家財その他財産に著しい損害を受けた場合 主たる生計維持者が死亡、又は心身に重大な損害を受けるか長期入院したことにより、収入が著しく減少した場合 主たる生計維持者の収入が、事業、業務の休廃止により著しく減少した場合 主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等により著しく減少した場合 1～4以外でこれらに類する事実が生じた場合 <p>【減免実施】（当該年度末まで適用）</p> <ol style="list-style-type: none"> 災害による場合 <ul style="list-style-type: none"> 半焼、半壊、床上浸水以上 保険料を1段階下げる *第1段階の場合は、第1段階保険料率の1/2 主たる生計維持者の収入が著しく減少した場合 <ul style="list-style-type: none"> 当該年の推計所得金額が前年所得金額の1/2以下 保険料を1段階下げる *第1段階の場合は、第1段階保険料率の1/2 これらに類する場合 <ul style="list-style-type: none"> 第2段階で前年の収入合計が80万円 + (世帯員1人×40万円)以下 基準額×0.5 第1、2段階で前年の収入合計が40万円 + (世帯員1人×20万円)以下 基準額×0.25 	<p>【減免対象】</p> <p>1～4 同左</p> <p>【減免実施】（当該年度末まで適用）</p> <p>規定なし</p> <p>= 軽減措置 =</p> <p>【軽減対象】</p> <p>次のことにいずれも該当し、町長が特別の事情として認めた者</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険料第1段階の者（介護保険法施行令第38条第1項第1号口に規定する者を除く。）、又は、保険料第2段階の者 保険料賦課の基準日のすべての世帯員の前年の収入金額の合算額が90万円以下であること。（世帯員が2人以上の場合、世帯員1人につき40万円、高齢者がいる場合1人につき10万円、重度心身障害者がいる場合1人につき30万円加算した金額） 世帯員が、宅地、家屋及び田畑（10アール以下）を除き、それ以外の固定資産を所有しないこと。 当該被保険者が、他の世帯に属する者の所得税、市町村民税の扶養控除の対象でないこと。 当該被保険者が、他の世帯に属する者の医療保険において被扶養者となっていないこと。 当該被保険者の属する世帯に、介護保険料、町税、国民健康保険税、公共料金等の滞納がないこと。 軽減措置の決定にあたって、前項の要件、預貯金、株券、国債等も勘案すること。 <p>【軽減実施】（軽減措置の期間は当該年度内）</p> <ol style="list-style-type: none"> 保険料第1段階の者 半額 保険料第2段階の者 第1段階の額

各種福祉事業の取扱いの具体的調整内容について

各種福祉事業の取扱いの具体的調整内容について、次のとおり報告する。

平成17年3月29日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

確認内容
乳幼児福祉医療費助成事業については、次のとおりとする。 イ 幼児医療費助成については、新市発足までに調整する。 母子家庭等福祉医療費助成事業については、新市発足までに調整する。
平成16年9月30日確認

具体的調整内容
幼児医療費助成事業及び母子家庭等福祉医療費助成事業については、別紙のとおりとする。

具 体 的 調 整 内 容

区 分	調 整 結 果
幼 児 医 療 費 助 成	3歳未満は入院・外来ともに無料。3歳以上は入院1割負担（負担限度額 2,800円/月）、外来1日700円(月2回まで)の負担。ただし、所得制限は県制度と同様とする。
母子家庭等福祉医療費助成	入院は1割(2,000円上限)、外来1日500円(月2回まで)の負担。ただし、所得制限は県制度と同様とする。

=乳幼児医療費助成事業・母子家庭等福祉医療費助成事業の対象者負担状況 =

区 分 ・ 項 目			現 行(17.6 未 まで)		改 正 後 (17 . 7 . 1 から)		新 市	兵 庫 県 の 制 度		
			西 脇 市	黒 田 庄 町	西 脇 市	黒 田 庄 町		現 行 (17.6. 未 まで)	改 正 後 (17.7. 1 より)	
乳 幼 児	乳 児 (1歳誕生日の 月末まで)	負 担 割 合	入 院	県と同じ	県と同じ	な し	な し	な し	な し	1割 (2,800円上限) 低所得者対策あり
		外 来	な し	な し	1割 (5,000円上限)				700円/日 (月2回まで) 低所得者対策あり	
		所 得 制 限	県と同じ	県と同じ	県と同じ				県と同じ	な し
乳 幼 児	幼 児 (1歳誕生日の 翌月～小学校 就学前の3月 末日まで)	負 担 割 合	入 院	県と同じ	県と同じ	な し	な し	な し	な し	1割 (2,800円/月 上限) 低所得者対策あり
		外 来	県と同じ	な し	・ 3歳未満=無料 ・ 3歳以上=県と同じ				1割 (5,000円上限)	700円/日 (月2回まで) 低所得者対策あり
		所 得 制 限	県と同じ	県と同じ	県と同じ				県と同じ	あり
母子家庭等 (18歳到達後最初の 年度末までの遺児、 母子(父子)家庭 の母(父)とその児 童)		負 担 割 合	入 院	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	な し	1割 (2,000円/月 上限) 低所得者対策あり
		外 来	県と同じ	県と同じ	な し				500円/日 (月2回まで) 低所得者対策あり	
		所 得 制 限	な し	県と同じ	な し				県と同じ	あり

色付きは現行制度のうち、県制度の上乗せ制度として実施されている部分

国の制度(医療保険制度)は、3歳未満児の保険給付率は8割(自己負担は2割)。その他は7割(自己負担は3割)

健康づくり事業の取扱いの具体的調整内容について

健康づくり事業の取扱いの具体的調整内容について、次のとおり報告する。

平成17年3月29日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

確認内容
母子保健事業（相談事業、健診事業）の対象、回数、会場については、新市発足時に西脇市の例により統合する。ただし、内容については調整する。 成人・老人保健事業（集団健康教育・相談事業、健康診査事業、人間ドック受診助成事業）については、新市発足時に再編する。
平成16年7月29日確認

具体的調整内容
母子保健事業の内容及び成人・老人保健事業については、別紙のとおりとする。

具体的調整内容

事務事業名	区分	現況		調整結果	
		西脇市	黒田庄町		
母子保健事業	相談事業				
	母子手帳交付時妊婦相談	対象	母子手帳交付対象者(20~25人/回)	同左(1~2人/回)	母子手帳交付対象者
		回数	1回/月	3回/月	1回/月
		内容	母子手帳交付時に、個別保健相談・指導	母子手帳交付時に、個別保健相談・指導、栄養指導	母子手帳交付時に、個別相談・指導、希望者には栄養指導。6か月児とのふれあい事業
		会場	市健康づくりセンター	町保健センター	市健康づくりセンター
	6か月児乳児相談	対象	6~7か月児とその保護者(15~20人/回)	同左(8~10人/回)	6~7か月児とその保護者
		回数	1回/月	1回/2か月	1回/月
		内容	身体計測、個別相談(保健相談、栄養相談)	身体計測、個別相談(保健相談、栄養相談)、集団指導・交流	身体計測、個別相談(保健相談、栄養相談)、「絵本」についての指導
		会場	市健康づくりセンター	町保健センター	市健康づくりセンター
	1歳児乳児相談	対象	1歳~1歳1か月児とその保護者(15~20人/回)	1歳~1歳2か月児とその保護者(10~15人/回)	1歳~1歳1か月児とその保護者
		回数	1回/月	1回/3か月	1回/月
		内容	身体計測、個別相談(保健相談、栄養相談、歯科相談)	身体計測、個別相談(保健指導、栄養相談)、集団指導・交流	*西脇市の例により実施
		会場	市健康づくりセンター	町保健センター	市健康づくりセンター
	健診事業				
	3か月児健康診査	対象	3か月児(約30人/回)	3~4か月児(約10人/回)	3か月児
回数		1回/月	1回/2か月	1回/月	
内容		集団指導、問診、身体計測、姿勢発達チェック、内科健診、保健指導、栄養指導	グループワーク、問診、身体計測、姿勢発達チェック、内科健診、事後指導	*西脇市の例により実施	
	会場	市健康づくりセンター	町保健センター	市健康づくりセンター	
1歳6か月児健康診査	対象	1歳6か月児(約30人/回)	1歳7~9か月児(約15人/回)	1歳6か月児	
	回数	1回/月	1回/3か月	1回/月	
	内容	身体計測、問診、内科健診、歯科健診、保健指導、栄養相談、心理相談	身体計測、問診、内科健診、歯科健診、栄養相談、心理相談、事後指導	*西脇市の例により実施	
	会場	市健康づくりセンター	町保健センター	市健康づくりセンター	

事務事業名	区分	現況		調整結果	
		西 脇 市	黒 田 庄 町		
3歳児健康診査	対 象	3歳児(約30人/回)	3歳2~4か月児(約15人/回)	3歳児	
	回 数	1回/月	1回/3か月	1回/月	
	内 容	身体計測、問診、内科健診、歯科健診、保健指導、尿検査、栄養相談、心理相談	身体計測、問診、内科健診、歯科健診、RDテストと歯科相談・指導、保健指導、尿検査、栄養相談、心理相談	*西脇市の例により実施	
	会 場	市健康づくりセンター	町保健センター	市健康づくりセンター	
成人・老人保健	健康教育・相談				
	集団健康教育・相談事業	名 称	地区健康教室、健康教育支援事業、高齢者健康教室	ふれあい巡回相談	*健康教育支援事業 自治会、グループ、団体等が企画運営する健康づくり事業(講演会、体力づくり等)に対し講師料等を支援(1回@33,000以内) (地区健康教室も当事業に包括する。) *高齢者健康教室 各地区単位で高齢者(老人会)を対象に講演会等を実施(各地区1回/年)
		対 象	地区住民(7地区)	地区住民(14地区)	
		時 期	各地区各事業1回/年	各地区6回/年	
		内 容	生活習慣病予防に関する教育、相談 個別健康相談 集団健康教育(毎回テーマを決めて実施)	健康チェック(尿検査、血圧測定) 個別健康相談 集団健康教育(毎回テーマを決めて実施)	
	健康診査事業				
	基本健診(町ぐるみ健診)	対 象	30歳以上	19歳以上	25歳以上
		時 期	・8~9月(9日間・6会場) ・休日健診:11月の日曜日(1日)	・4月(4日間・1会場) ・休日健診:11月の日曜日(1日)	・8~9月(13日間・7会場) ・休日健診:11月(2日)
		内 容	身体計測、尿検査、血圧測定、問診、貧血検査、生化学検査、眼底・心電図検査(選択)	同左	同左
		徴収金	1,300円 (70歳以上、生活保護・住民税非課税世帯は無料)	同左 (同左)	同左 (同左)
胃がん検診	対 象	35歳以上	19歳以上	25歳以上	
	時 期	町ぐるみ健診・休日健診と同時実施	同左	同左	
	徴収金	1,200円 (70歳以上、生活保護・住民税非課税世帯は無料)	1,000円 (同左)	1,200円 (同左)	
大腸がん検診	対 象	40歳以上	19歳以上	25歳以上	
	時 期	町ぐるみ健診・休日健診と同時実施	同左	同左	
	徴収金	500円 (70歳以上、生活保護・住民税非課税世帯は無料)	同左 (同左)	同左 (同左)	

事務事業名	区分	現況		調整結果
		西脇市	黒田庄町	
肺がん検(兼結核検診)	対象	16歳以上	19歳以上	16歳以上
	時期	町ぐるみ健診・休日健診と同時実施	同左	同左
	徴収金	300円(喀痰検査は別途700円) (70歳以上、生活保護・住民税非課税世帯は無料)	無料(基本健診料に含む。喀痰検査は別途500円) (同左)	300円(喀痰検査は別途700円) (同左)
前立腺がん検診	対象	50歳以上の男性	希望者	50歳以上の男性
	時期	町ぐるみ健診・休日健診と同時実施	同左	同左
	徴収金	1,000円 (70歳以上、生活保護・住民税非課税世帯は無料)	1,500円 (同左)	1,000円 (同左)
肝炎ウイルス検診	対象	40、45、50、55、60、65、70歳の節目年齢の者	同左	同左
	時期	町ぐるみ健診・休日健診と同時実施	同左	同左
	徴収金	1,000円 (70歳以上、生活保護・住民税非課税世帯は無料)	900円 (同左)	1,000円 (同左)
肝炎ウイルス検診二次検診	対象	基本検診でALT値40～49IU/Lの者、同検診未受診者	未実施	基本検診でALT値40～49IU/Lの者、同検診未受診者
	時期	10月～1月に指定医療機関で個別検診		10月～1月に指定医療機関で個別検診
	徴収金	1,700円 (70歳以上、生活保護・住民税非課税世帯は無料)		1,700円 (70歳以上、生活保護・住民税非課税世帯は無料)
骨粗しょう症検診	対象	30歳以上の女性	希望者	25歳以上の男女
	時期	10月～11月に4日間(集団検診)	町ぐるみ健診と同時実施	町ぐるみ健診と同時実施
	徴収金	1,100円 (70歳以上、生活保護・住民税非課税世帯は無料)	1,500円 (同左)	1,100円 (同左)
乳がん検診 視触診 マンモグラフィ	対象	30歳以上の女性 40、45、50、55歳の女性	希望者	25歳以上の女性 40歳以上の女性
	時期	6月～3月に指定医療機関で個別検診 8月～3月に指定医療機関で個別検診	5月～7月に指定医療機関で個別検診	5月～3月に指定医療機関で個別検診
	徴収金	500円 40歳代2,300円、50歳以上1,800円 (70歳以上、生活保護・住民税非課税世帯は無料)	同左 (同左)	500円(同左) 40～49歳2,300円、50歳以上1,800円(同左)
子宮がん検診	対象	30歳以上の女性	希望者	25歳以上の女性
	時期	6月～3月に指定医療機関で個別検診	5月～7月に指定医療機関で個別検診	5月～3月に指定医療機関で個別検診
	徴収金	子宮頸部がん検診・・・1,600円 子宮体部頸部がん検診・・・2,300円 (70歳以上、生活保護・住民税非課税世帯は無料)	実施なし 同左 (同左)	子宮頸部がん検診・・・1,600円 子宮体部頸部がん検診・・・2,300円 (同左)

事務事業名	区分	現 況		調 整 結 果
		西 脇 市	黒 田 庄 町	
人間ドック受診 助成事業	対 象	満35歳以上(1年度内に一人1回限り) 助成の申請前に1年以上西脇市民である者 市民税・国民健康保険税の滞納がない世帯の 者	満40歳以上(1年度内に一人1回限り) 黒田庄町の在住の者 町ぐるみ健診、事業所健診等の未受診者	満35歳以上(1年度内に一人1回限り) 助成の申請前に1年以上西脇市民(黒田庄町 民)である者 市民税・国民健康保険税の滞納がない世帯の 者
	医療機関	西脇病院	大山病院・中町赤十字病院	西脇病院・大山病院
	助成内容	1泊2日ドック(一般・国保)45,500円 日帰り脳ドック(一般・国保)35,000円 日帰りドック(国保)28,000円 *助成金額は、基本受診料の7割を限度に予算 の範囲内で助成	1回 8,000円	1泊2日ドック(一般・国保) ・西脇病院(45,500円) ・大山病院(45,500円) 日帰り脳ドック(一般・国保) ・西脇病院(23,800円) 日帰りドック(国保) ・西脇病院(28,000円) ・大山病院(26,600円) *助成金額は、基本受診料金の7割を限度に予 算の範囲内で助成 *日帰り脳ドックは、西脇病院のみ実施

指定金融機関等の具体的調整内容について

指定金融機関等の具体的調整内容について、次のとおり報告する。

平成17年3月29日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

確認内容
指定金融機関、収納代理金融機関等については、西脇市の例により調整する。
平成16年9月6日確認

具体的調整内容
指定金融機関等については、別紙のとおりとする。

具 体 的 調 整 内 容

現 況		調 整 結 果
西 脇 市	黒 田 庄 町	
1 指定金融機関 三井住友銀行	1 指定金融機関 みのり農業協同組合	1 指定金融機関 三井住友銀行
2 指定代理金融機関 なし	2 指定代理金融機関 中兵庫信用金庫	2 指定代理金融機関 なし
3 収納代理金融機関 みなと銀行 西脇支店 但馬銀行 西脇支店 兵庫県信用組合 西脇支店 中兵庫信用金庫 西脇支店 近畿労働金庫 北播支店 みのり農業協同組合（西脇・津万・日野・重春・比延庄支店）	3 収納代理金融機関 三井住友銀行 西脇支店 みなと銀行 西脇支店	3 収納代理金融機関 みなと銀行 但馬銀行 兵庫県信用組合 中兵庫信用金庫 近畿労働金庫 みのり農業協同組合
4 収納代理郵便官署 なし（郵便振替法等に基づき、郵便局でも収納可）	4 収納代理郵便官署 黒田庄郵便局	4 収納代理郵便官署 なし（郵便振替法等に基づき対応）
5 出納取扱金融機関 三井住友銀行（水道事業） みなと銀行（病院事業）	5 出納取扱金融機関（水道事業） みのり農業協同組合	5 出納取扱金融機関 三井住友銀行（水道事業） みなと銀行（病院事業）
6 指定代理出納取扱金融機関 なし	6 指定代理出納取扱金融機関（水道事業） 中兵庫信用金庫	6 指定代理出納取扱金融機関 なし
7 収納取扱金融機関（水道事業） みなと銀行 西脇支店 兵庫県信用組合 西脇支店 中兵庫信用金庫 西脇支店 但馬銀行 西脇支店 近畿労働金庫 北播支店 みのり農業協同組合（西脇・津万・日野・重春・比延庄支店）	7 収納取扱金融機関（水道事業） 三井住友銀行 西脇支店 みなと銀行 西脇支店	7 収納取扱金融機関（水道事業） みなと銀行 兵庫県信用組合 中兵庫信用金庫 但馬銀行 近畿労働金庫 みのり農業協同組合

報告第45号

主な公共施設等の名称について

主な公共施設等の名称について、別紙のとおり報告する。

平成17年3月29日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

主な公共施設等の名称

区分	現名称	新名称
市役所・支所	西脇市役所	西脇市役所
	黒田庄町役場	黒田庄 地域総合事務所
コミュニティ	西脇市生涯学習まちづくりセンター	西脇市生涯学習まちづくりセンター
	西脇市コミュニティセンター西脇区会館	西脇市コミュニティセンター西脇区会館
	西脇市コミュニティセンター日野地区会館	西脇市コミュニティセンター日野地区会館
	西脇市まちなか交流館	西脇市まちなか交流館
福祉	西脇市民会館	西脇市民会館
	西脇市総合福祉センター「萩ヶ瀬会館」	西脇市総合福祉センター萩ヶ瀬会館
	黒田庄町地域福祉コミュニティ創造センター	西脇市黒田庄福祉センター 西脇市黒田庄ベーシックホール
	黒田庄町立くすのき保育園	西脇市立くすのき保育園
	黒田庄町立あゆみ保育園	西脇市立あゆみ保育園
	西脇市心身障害者通所授産施設 ワークホーム タンポポ	西脇市心身障害者通所授産施設 ワークホーム タンポポ
	西脇市福祉事務所	西脇市福祉事務所
	西脇市立老人保健施設「しばざくら荘」	西脇市立老人保健施設「しばざくら荘」
隣保館	西脇市立大野隣保館	西脇市立大野隣保館
	西脇市立芳田の里ふれあい館	西脇市立芳田の里ふれあい館
	西脇市立隣保館上野会館	西脇市立隣保館上野会館
	黒田庄町隣保館	西脇市立黒田庄隣保館
病院	西脇市立西脇病院	西脇市立西脇病院
保健衛生	西脇市健康づくりセンター	西脇市健康づくりセンター
	黒田庄町保健センター	西脇市黒田庄保健センター
	西脇市高松霊園	西脇市高松霊園
農林	西脇市中畑林間ファミリー園	西脇市中畑林間ファミリー園
	北はりま田園空間博物館総合案内所	北はりま田園空間博物館総合案内所
	西脇市住吉農村公園	西脇市住吉農村公園
	東はりまフォルクスガーデン黒田庄	西脇市立東はりまフォルクスガーデン黒田庄
下水道	水尾地区農業集落排水処理施設	水尾地区農業集落排水処理施設
	合山地区農業集落排水処理施設	合山地区農業集落排水処理施設
	中畑地区農業集落排水処理施設	中畑地区農業集落排水処理施設
	高松地区農業集落排水処理施設	高松地区農業集落排水処理施設
	日野北地区農業集落排水処理施設	日野北地区農業集落排水処理施設
	明楽寺落方地区農業集落排水処理施設	明楽寺落方地区農業集落排水処理施設
	出会地区農業集落排水処理施設	出会地区農業集落排水処理施設
	岡崎上王子地区農業集落排水処理施設	岡崎上王子地区農業集落排水処理施設
	黒田庄中部環境センター	黒田庄中部 地区農業集落排水処理施設
	黒田庄小苗環境センター	黒田庄小苗 地区農業集落排水処理施設
	黒田庄北部環境センター	黒田庄北部 地区農業集落排水処理施設
	黒田庄畑瀬環境センター	黒田庄畑瀬 地区コミュニティプラント排水処理施設

	黒田庄浄化センター	黒田庄浄化センター
住宅	上野団地	上野団地
	大野団地	大野団地(大野)
		大野団地(八日町)
		大野団地(西林寺)
	下戸田団地	下戸田団地
	旭ヶ丘団地	旭ヶ丘団地
	日野ヶ丘団地	日野ヶ丘団地
	坂本団地	坂本団地
	野村団地	野村団地
	上戸田団地	上戸田団地
	高嶋団地	高嶋団地
	向ヶ丘団地	向ヶ丘団地
	殿ヶ丘団地	殿ヶ丘団地
	中畑団地	中畑団地
	田高団地	田高団地
	津万井団地	津万井団地
	前坂南山団地	前坂南山団地
黒田団地	黒田団地	
都市計画	西脇市立西脇中央駐車場「アピカ駐車場」	西脇市立西脇中央駐車場「アピカ駐車場」
	西脇市駅前輪場	西脇市駅前輪場
	西脇中央駐輪場	西脇中央駐輪場
	西脇市立鍛冶屋線市原駅記念館	西脇市立鍛冶屋線市原駅記念館
	西脇公園	西脇公園
	童子山公園	童子山公園
	日本へそ公園	日本へそ公園
	野村公園	野村公園
	城山公園	城山公園
	萩ヶ瀬児童公園	萩ヶ瀬児童公園
	上野1号公園	上野1号公園
	上野2号公園	上野2号公園
	殿ヶ丘公園	殿ヶ丘公園
	大野公園	大野公園
	和田公園	和田公園
	下戸田公園	下戸田公園
	前島公園	前島公園
	板波児童公園	板波児童公園
	羽安児童公園	羽安児童公園
	富吉上町児童公園	富吉上町児童公園
	野村グリーンヒル第一号公園	野村グリーンヒル第一号公園
	野村グリーンヒル第二号公園	野村グリーンヒル第二号公園
	緑風台中央公園	緑風台中央公園
	野村グリーンヒル緑地	野村グリーンヒル緑地
	緑風台緑地	緑風台緑地
	黒田庄町立日時計の丘公園	西脇市立日時計の丘公園

学校・幼稚園	西脇市立西脇小学校	西脇市立西脇小学校
	西脇市立重春小学校	西脇市立重春小学校
	西脇市立日野小学校	西脇市立日野小学校
	西脇市立比延小学校	西脇市立比延小学校
	西脇市立双葉小学校	西脇市立双葉小学校
	西脇市立芳田小学校	西脇市立芳田小学校
	黒田庄町立楠丘小学校	西脇市立楠丘小学校
	黒田庄町立桜丘小学校	西脇市立桜丘小学校
	西脇市立西脇中学校	西脇市立西脇中学校
	西脇市立西脇東中学校	西脇市立西脇東中学校
	西脇市立西脇南中学校	西脇市立西脇南中学校
	黒田庄町立黒田庄中学校	西脇市立黒田庄中学校
	西脇市立西脇幼稚園	西脇市立西脇幼稚園
	西脇市立重春幼稚園	西脇市立重春幼稚園
	西脇市立日野幼稚園	西脇市立日野幼稚園
	西脇市立比延幼稚園	西脇市立比延幼稚園
	西脇市立双葉幼稚園	西脇市立双葉幼稚園
	西脇市立芳田幼稚園	西脇市立芳田幼稚園
	黒田庄町立楠丘幼稚園	西脇市立楠丘幼稚園
	黒田庄町立桜丘幼稚園	西脇市立桜丘幼稚園
	西脇市立学校給食センター	西脇市立 西脇 学校給食センター
黒田庄町立学校給食共同調理所	西脇市立黒田庄 学校給食センター	
社会教育	西脇市公民館（西脇市総合市民センター）	西脇市 中央 公民館（西脇市総合市民センター）
	黒田庄町立中央公民館	西脇市黒田庄 公民館
	にしわき経緯度地球科学館	にしわき経緯度地球科学館
	西脇市青少年センター	西脇市青少年センター
	西脇市勤労福祉センター	西脇市勤労福祉センター
	播磨内陸生活文化総合センター	播磨内陸生活文化総合センター
	・西脇市図書館	・西脇市図書館
	・西脇市郷土資料館	・西脇市郷土資料館
	・西脇市情報センター	・西脇市情報センター
	西脇市立青年の家	西脇市立青年の家
	西脇市立音楽ホール「アピカホール」	西脇市立音楽ホール「アピカホール」
	西脇市立緑風台古窯陶芸館	西脇市立緑風台古窯陶芸館
	西脇市旧来住家住宅	西脇市旧来住家住宅
	西脇市子育て学習センター	西脇市子育て学習センター
	黒田庄町子育て学習センター	西脇市黒田庄 子育て学習センター
社会体育	グリーンスポーツハウス	グリーンスポーツハウス
	西脇市日野体育センター	西脇市日野体育センター
	黒田庄農村勤労福祉センター	西脇市黒田庄 体育センター
	住民運動場	黒田庄グラウンド
	平野テニスコート	平野テニスコート
	あかねが丘グラウンド	あかねが丘グラウンド
	上比延友遊農村公園グラウンド	上比延友遊農村公園グラウンド
	重春グラウンド	重春グラウンド
	市原グラウンド	市原グラウンド

	県民広場	県民広場
	西脇公園会館	西脇公園会館
	西脇市天神池スポーツセンター	西脇市天神池スポーツセンター
その他	黒田庄町コミュニティ消防センター	西脇市田高防災センター
	黒田庄町中央コミュニティ消防センター	西脇市黒田庄消防センター
	黒田庄町防災倉庫	西脇市岡防災倉庫
	備蓄倉庫（重春小学校）	備蓄倉庫（重春小学校）
	黒田水防倉庫	西脇市黒田水防倉庫
	門柳水防倉庫	西脇市門柳水防倉庫
	虹の会工房	虹の会工房
	前島教育集会所	前島教育集会所
	前島集会所	前島集会所
	高嶋集会所	高嶋集会所
	寺内集会所	寺内集会所
	坂本集会所	坂本集会所
	前坂集会所	前坂集会所
	西沢会館	西沢会館

協 議 事 項

協議第60号	平成17年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算について	P 1 ~ P 9
--------	---------------------------	-----------

協議第60号

平成17年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算について

平成17年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算を別紙のとおり定めたので、西脇市・黒田庄町合併協議会財務規程第3条第1項の規定により、承認を求める。

平成17年3月29日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

平成17年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算

平成17年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,403千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成17年3月29日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

第 1 表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	本年度予算額
1 分担金及び負担金		7,400
	1 負担金	7,400
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		2
	1 諸収入	2
歳入	合計	7,403

歳出

(単位 千円)

款	項	本年度予算額
1 総務費		7,253
	1 総務管理費	1,901
	2 事業推進費	5,352
2 予備費		150
	1 予備費	150
歳出	合計	7,403

平成17年度

西脇市・黒田庄町合併協議会予算説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 分担金及び負担金	7,400	11,600	4,200
2 繰越金	1	1	0
3 諸収入	2	2	0
歳入合計	7,403	11,603	4,200

(歳出)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳		
				国県支出金	その他	一般財源
1 総務費	7,253	11,253	4,000	0	0	7,253
2 予備費	150	350	200	0	0	150
歳出合計	7,403	11,603	4,200	0	0	7,403

2 歳 入

第 1 款 分担金及び負担金

第 1 項 負担金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 負担金	7,400	11,600	4,200	1 負担金	7,400	西脇市 3,700 黒田庄町 3,700
計	7,400	11,600	4,200			

第 2 款 繰越金

第 1 項 繰越金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1	1	0	1 前年度繰越金	1	前年度繰越金
計	1	1	0			

第 3 款 諸収入

第 1 項 諸収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 預金利子	1	1	0	1 預金利子	1	預金利子
2 雑入	1	1	0	1 雑入	1	雑入
計	2	2	0			

3 歳 出

第1款 総務費

第1項 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説 明
				国県支出金	その他	一般財源	区 分	金 額	
1 事務局費	1,901	4,426	2,525	0	0	1,901	4 共 済 費	117	臨時職員社会保険料等
							7 賃 金	950	臨時職員賃金
							9 旅 費	45	出張旅費
							11 需 用 費	439	消耗品費
							12 役 務 費	180	通信運搬費 60 郵便・振込み手数料等 120
							14 使用料及び賃借料	170	事務所借上料 164 通行料 6
計	1,901	4,426	2,525	0	0	1,901			

第2項 事業推進費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明
				国県支出金	その他	一般財源	区分	金額	
1 協議会費	669	2,991	2,322	0	0	669	1報酬	390	協議会委員報酬 374 監査委員報酬 16
							11需用費	14	食糧費
							13委託料	265	会議録作成委託料
2 調査研究費	3,071	1,460	1,611	0	0	3,071	1報酬	266	特別職報酬等検討委員会委員報酬 78 市章検討委員会委員報酬 188
							8報償費	480	市章選定アドバイザー報償費 60 市章選定に係る賞金 420
							11需用費	175	食糧費 5 印刷製本費 170
							12役務費	450	郵送料
							13委託料	1,700	市章選定に係る調査業務等委託料
							3広報費	1,612	2,376
計	5,352	6,827	1,475	0	0	5,352			

第2款 予備費

第1項 予備費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明
				国県支出金	その他	一般財源	区分	金額	
1 予備費	150	350	200	0	0	150			
計	150	350	200	0		150			